



国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した水道料金の基本料金の減免について（令和8年4月、5月検針分）

1 概要

物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道料金の基本料金2か月分を減免します。

2 対象者

上下水道局と水道の給水契約をしている水道使用者のうち使用用途が「一般用」「業務用」及び「浴場営業用」の方

（ただし、国や地方公共団体の機関又は施設を除く。）

3 減免額

水道料金のうち基本料金を減免（2か月分）

※「一般用」及び「浴場営業用」2,674円、「業務用」3,196円

4 対象月

偶数月検針 令和8年4月検針分（5月請求分）

奇数月検針 令和8年5月検針分（6月請求分）

（検針は、2か月に1度のため、使用者により減免対象月が異なります。）

※令和8年2月、3月検針分と合わせ、計4か月分の基本料金を減免します。

5 申請方法等

使用者から上下水道局への申請は不要です。

上下水道局が、各使用者の請求金額から基本料金分を減免して請求します。

「上下水道水量のお知らせ（検針票）」には、減免後の請求額（概算額）が記載されます。

【問合せ】

上下水道局営業課

TEL：20-1617（内線2617）